## 第14章 準備書の記載事項の修正内容

環境影響評価書の作成にあたり、準備書の記載事項について検討を加え、修正した内容は、表  $14-1(1)\sim(23)$  に示すとおりです。

なお、より詳細な表現とする等の表現の適正化及び誤字・脱字等の訂正については、適宜行っています。

表 14-1(1) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準 備 書	評 価 書
P2-1 第 2 章第 1 節	大阪市長 橋下 徹	大阪市長 吉村 洋文
P2-1 第 2 章第 2 節	近畿地方整備局長 山田 邦博	近畿地方整備局長 <u>池田 豊人</u>
P3-32 第 3 章第 2 節	(6)廃棄物等の処分計画) また、区域外に搬出する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する 法律」(昭和45年法律第137号)に基づき、運搬・処分等に関する許可業者に委託し、マニフェスト(管理票)による管理を 徹底するなど収集、運搬及び処分等の規定 を遵守して適正に対処します。	また、区域外に搬出する産業廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)に基づき、運搬・処分等に関する許可業者に委託し、マニフェスト(管理票)による管理を徹底するなど収集、運搬及び処分等の規定を遵守して適正に対処するとともに、建設発生土の運搬時においても、タイヤ等の洗浄による粉じん等の発生の低減や、運搬経路の適切な設定並びに運搬車両及び積載量等の適切な管理により、騒音や振動の発生の低減、塵埃等の飛散防止に努めます。
P3-33 第 3 章第 2 節	(10) 工事排水)	なお、薬液注入工法の採用を検討するにあたっては、当該工法による地盤改良の必要性を慎重に検討し、その必要性に応じ採用する場合は、地盤及び地下水の状況を踏まえた適切な設計及び施工とし、排液及び排水を適切に処理するとともに、地下水質等の環境監視を行い、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」(建設省官技発第160号昭和49年7月10日)に基づく水質基準に適合していない場合又はそのおそれのある場合は、直ちに工事を中断し、必要な措置を講じます。

表 14-1(2) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P3-36 第 3 章第 2 節	■対象道路のルート・構造の選定にあたっての環境保全の配慮	2) 対象道路のルート・構造の選定にあたっての環境保全の配慮
		なお、掘削工事の施工計画の詳細について は、事業実施段階における地質調査等の結 果を基に、対象道路周辺における既設及び 今後施工が計画されている地下構造物と の離隔距離及び地下水の利用実態等を踏 まえ、必要に応じて専門家等の技術的助言 を得ながら、地下水及び地盤等の保全に十 分配慮しながら、密閉型シールドや地中連 続壁等の止水性の高い施工方法の採用を
		含めて適切に検討を行います。
	_	3) ヒートアイランド現象の緩和への配慮 舗装の種類については、事業実施段階に おいて、ヒートアイランド現象の緩和に効 果のある路面温度を低下させる舗装の導 入について、適切に検討を行います。
P3-37 第3章第2節	_	4) 道路構造物の適切な維持管理 自動車の走行に伴う騒音及び振動の増 大を抑制するため、道路の適切な維持又は 修繕、道路の劣化への影響が大きい大型車 両の通行の適正化により、道路構造物の劣 化の抑制に努めます。
		5) 供用開始後のトンネル排水および路面 排水の処理 供用開始後のトンネル排水および路面 排水は、公共下水道へ排水します。 なお、具体的な排水方法については、事 業実施段階において、公共下水道管理者等 の関係機関と協議・調整し、適切に検討を 行います。

表 14-1(3) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	進 備 書	評 価 書
	. ,,,,	計 训 青
P4-1-2 第 4 章第 1 節	(大気質の状況) 調査区域の大気汚染常時監視測定局(一般環境大気測定局 12 局、自動車排出ガス 測定局 6 局) における平成 25 年度の測定 結果は、二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )、二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM) は測定されたすべての測定局で環境基準を達成しています。微小粒子状物質 (PM2. 5)は測定された 7 地点で環境基準を超過しています。	結果は、二酸化窒素 $(N0_2)$ 、二酸化硫黄 $(S0_2)$ 、一酸化炭素 $(C0)$ <u>は測定されたす</u>
P4-1-7 第 4 章第 1 節	((2) 浮遊粒子状物質) 平成 25 年度の一般局については、12 局で測定されており、長期的評価・短期 的評価ともにすべての測定局で環境基準 を達成しています。	平成 25 年度の一般局については、12 局で測定されており、長期的評価はすべての測定局で環境基準を達成しています。短期的評価は、1 局で環境基準を達成していません。
P4-1-10 第 4 章第 1 節 表 4-1-3(2)	<ul><li>(海老江西小学校 短期的評価)</li><li>1時間値が 0.20mg/m³を超えた時間数とその割合(時間) 0</li><li>環境基準達成状況 ○</li></ul>	1 時間値が 0.20mg/m³を超えた時間数とその割合(時間) <u>1</u> 環境基準達成状況 <u>×</u>
P4-1-33 第 4 章第 1 節 表 4-1-8(2)		<ul> <li>(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の項目を 追加)</li> <li>項目 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素</li> <li>環境基準値 ≦10</li> <li>大東市 氷野 二</li> <li>門真市 桑才 ニ</li> <li>大阪市 中央区法円坂 &lt;0.08</li> <li>大阪市 城東区新喜多 二</li> </ul>
P4-2-106 第 4 章第 2 節		31) 土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準 「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号) 第 6 条第 1 項第 1 号に基づく、区域の指定に係る基準のうち、土壌に水を加えた場合に溶出する特定有害物質の量に関するもの(土壌溶出量)は表 4-2-39(1)に、土壌に含まれる特定有害物質の量に関するもの(土壌含有量)は表 4-2-39(2)に示すとおりです。  表 4-2-39(1)土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌溶出量)  表 4-2-39(2)土壌汚染対策法に基づく区域の指定に係る基準(土壌含有量)

表 14-1(4) 準備書の記載事項の修正内容

	次141(4) 芋岬音の心戦事項の修正的各		
評価書の頁	準備書	評 価 書	
P7-4 第7章第2節 表7-2-1	※1「道路(地下式)の存在」、「換気塔の存在及び供用」は、省令 <sup>※2</sup> では影響要因として示されていませんが、事業特性から影響要因として選定しました。	※1「道路(地下式)の存在」、「換気塔の存在及び供用」は、省令 <sup>※2</sup> では影響要因として示されていませんが、事業特性から影響要因として選定しています。換気塔から排出される二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の影響は「自動車の走行に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質」の項目において考慮しています。	
P7-5 第7章第3節 表7-3-1(1) P7-6 第7章第3節 表7-3-1(2) P7-7 第7章第3節 表7-3-1(3)	(当該項目に関連する地域特性) 対象道路事業実施区域及びその周囲で は、平成25年度には12箇所の一般環境 大気測定局及び5箇所の自動車排出ガス 測定局で浮遊粒子状物質の測定が行われ ており、すべての測定局で環境基準を達 成しています。	対象道路事業実施区域及びその周囲では、平成25年度には12箇所の一般環境大気測定局及び5箇所の自動車排出ガス測定局で浮遊粒子状物質の測定が行われており、1局で短期的評価が環境基準を達成していません。	
P7-8 第7章第3節 表7-3-1(4)	(強風による風害 1.予測の基本的な手法) 既存の類似風洞実験結果を用いる方法 等により予測します。	既存の類似風洞実験結果等により検証 された数値シミュレーション手法、及び 既存の類似風洞実験結果を用いる方法等 により予測します。	
P8-1-25 第 8 章第 1 節 表 8-1-18 (2)	(予測地点番号 7) 工事の種類 掘削工 ユニット 土砂掘削	工事の種類       土留・仮締切工         ユニット       鋼矢板(アースオーガ併用圧入         工)	
P8-1-37 第8章第1節 表 8-1-27(2)	(予測地点番号 3) ユニット 土砂掘削 (予測地点番号 7)	ユニット 地中連続壁	
	ユニット 土砂掘削 建設機械の寄与濃度 0.00262 年平均値 計 0.0273 日平均値の 2%除外値 0.063	ユニット <u>鋼矢板(アースオーガ併用圧入工)</u> 建設機械の寄与濃度 <u>0.00272</u> 年平均値 計 <u>0.0274</u> 日平均値の 2%除外値 <u>0.064</u>	
P8-1-41 第8章第1節 表 8-1-31(2)	(予測地点番号 7) 年平均値 0.0273 日平均値の2%除外値 0.063	年平均値 <u>0.0274</u> 日平均値の 2%除外値 <u>0.064</u>	
P8-1-119 第8章第1節	素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術 開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者	なお、事業実施段階においては、除塵装置 の選定を含め、二酸化窒素及び、微小粒子 状物質 (PM2.5) を含む浮遊粒子状物質の 低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要 に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより 良い技術を導入します。	

表 14-1(5) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-1-120 第8章第1節	(①回避又は低減に係る評価) 事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。	事業実施段階においては、 <u>除塵装置の</u> 選定を含め、二酸化窒素及び、微小粒子 <u>状物質(PM2.5)を含む</u> 浮遊粒子状物質の 低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必 要に応じ、事業者の実行可能な範囲内で より良い技術を導入します。
P8-2-7 第 8 章第 2 節	換気塔の存在に係る強風による風害は、 既存の類似風洞実験結果を用いる方法と しました。	換気塔の存在に係る強風による風害は、「市街地風環境予測のための流体数値解析ガイドブックーガイドラインと検証用データベースー」(平成19年7月、社団法人日本建築学会)に基づく既存の類似風洞実験結果等により検証された数値シミュレーション手法、及び既存の類似風洞実験結果を用いる方法としました。 (仮称)豊崎換気所については、換気塔の形状及び周辺の特徴的な地形をより的確に反映するため数値シミュレーション手法を用いることとしました。ここで、特徴的な地形として、淀川河川堤防を考慮しました。 (仮称)鶴見換気所については、換気塔の形状が矩形であるため既存の類似風洞実験結果を用いることとしました。
	換気塔と類似した形状を用いた既存の 風洞実験結果から、換気塔付近の各風向 (16 方位)の風速増加領域及び予測地域 に影響を及ぼす風向を推定しました。	換気塔の形状及び特徴的な地形を反映 した数値シミュレーション結果及び換気 塔と類似した形状を用いた既存の風洞実 験結果から、換気塔付近の各風向(16 方 位)の風速増加領域及び予測地域に影響を 及ぼす風向を推定しました。
P8-2-8 第8章第2節		(図 8-2-4(1) 予測手順(数値シミュレーション手法)を追加)
P8-2-13 第8章第2節		

表 14-1(6) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-2-14 第8章第2節	b)類似風洞実験事例 換気塔の建物形状比(H:W:D)に近い 風洞実験事例を用いて、風速増加領域及び 予測地点の風向別風速比を予測しました。	<del></del>
	(仮称) 豊崎換気所の換気塔については、建物形状比が3.0:1.3:0.9 であることから、3:1:1の類似事例、(仮称) 鶴見換気所の換気塔については、建物形状比が3.3:2.0:0.8 であることから、3:2:1の類似事例を適用しました。予測に用いた類似の風洞実験事例の模型の形状を表8-2-8に示します。	は、建物形状比が 3.3:2.0:0.8 であることから、3:2:1 の類似事例を適用しまし
P8-2-14 第 8 章第 2 節 表 8-2-9	(仮称) 豊崎換気所 換気塔	
P8-2-16 第8章第2節	土地利用に対するべき指数は、表 8-2-11 に示すべき指数のうち、市街地 (1/3) としました。 なお、予測地点の高さの風速の推定は、次式を用いました。 U=Uo(H/Ho)P ただし、U:高さH(m)の推定風速(m/s) Uo:基準高さ (m)の風速 (m/s) H:予測地点の高さ (m) Ho:基準となる高さ (m) P:べき指数 表 8-2-11 土地利用状況に対するべき指数	4. (仮称) 豊崎換気所 (数値シミュレーション)         土地利用に対するべき指数は、表 8-2-12 に示すべき指数のうち、中層建築物が主となる地域 (0.27) としました。         表 8-2-12 土地利用状況に対するべき指数         中. (仮称) 鶴見換気所 (類似風洞実験結果)         土地利用に対するべき指数は、表 8-2-13 に示すべき指数のうち、市街地 (1/3)としました。         表 8-2-13 土地利用状況に対するべき指数         なお、予測地点の高さの風速の推定は、次式を用いました。         リーリの (H/Hの) やただし、U:高さH(m)の推定風速(m/s) しま準高さ (m)の風速 (m/s) H:予測地点の高さ (m) Hの:基準となる高さ (m) P:べき指数

表 14-1(7) 準備書の記載事項の修正内容

		T
評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-2-17 第8章第2節	風速増加領域の予測は、各換気塔の建物方向との風向の関係を勘案して、表 8-2-12(1)~(2)に示す類似風洞実験結果を用いて行いました。表 8-2-12中の θ は類似風洞実験における模型に対する風向の角度で、図 8-2-7(1)~(2)、図 8-2-8(1)~(16)、図 8-2-9(1)~(16)に示すとおり、各換気塔の形状と各風向との関係から、適合する類似風洞実験結果を用いて行いました。 なお、図 8-2-8(1)~(16)及び図 8-2-9(1)~(16)に記載の値は、換気塔がない場合と比較した風速の変化の割合を示しています。また、「1.0」と示された領域の外側は、1.0 と同等であることを示します。表 8-2-12(1) (仮称)豊崎換気所の換気	称) 鶴見換気所の換気塔の形状と各風向との関係から、適合する類似風洞実験結果を用いました。また、図 8-2-9(1)~(16)において「1.0」と示された領域の外側は、1.0と同等であることを示します。
P8-2-18	塔に適用した類似風洞実験結果 図 8-2-7(1) 風速増加領域の予測に用い	_(削除)_
第8章第2節	た事例の適用例((仮称)豊崎換気所)	
P8-2-19~26 第8章第2節 図8-2-8(1) ~図8-2-8(16)		(数値シミュレーション結果へ変更)
P8-2-35 第8章第2節	類似風洞実験結果から求めた、各予測地点の風向別風速比の予測結果を表 8-2-13(1)~(2)に示します。	数値シミュレーション及び類似風洞実験結果から求めた、各予測地点の風向別風速比の予測結果を <u>表 8-2-15(1)</u> ~(2)に示します。
P8-2-35 第8章第2節 表8-2-15(1)		(数値シミュレーション結果へ変更)
P8-2-36 第8章第2節	(仮称)豊崎換気所周辺において、風速 4.0m/s 以上は22.2~54.0%、風速6.0m/s 以上は、1.9~9.6%、風速8.0m/s 以上は、 0.0~0.8%となります。	(仮称) 豊崎換気所周辺において、風速 $4.0\text{m/s}$ 以上は $17.0\sim63.8\%$ 、風速 $6.0\text{m/s}$ 以上は、 $1.9\sim\underline{15.9}\%$ 、風速 $8.0\text{m/s}$ 以上は、 $0.0\sim0.8\%$ となります。
P8-2-36 第8章第2節 表8-2-16(1)	_	(数値シミュレーション結果へ変更)

表 14-1(8) 準備書の記載事項の修正内容

	文 17 1(0) 牛腩首の配報子	<u> </u>
評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-3-7 第 8 章第 3 節 図 8-3-3	等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )の予測	
P8-3-8 第 8 章第 3 節	(s)	ここで、 L <sub>Aeff</sub> : 予測地点における実効騒音レベル (dB)  L <sub>WAeff</sub> : ユニットの A 特性実効音響パワー レベル (dB) r : ユニットの中心から予測点までの距 離 (m)
P8-3-20 第8章第3節	(回折に伴う減衰に関する補正量) $\Delta L_{dif} = \Delta L_{d,l} + \Delta L_{d,0}$ ((2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容) このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況、ならびに工事期間等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。	$\Delta L_{dif} = \Delta L_{d,l} = \Delta L_{d,0}$ このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況、ならびに工事期間等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じるほか、工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況を把握し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。
P8-3-25 第 8 章第 3 節 表 8-3-14	(予測地点番号4 騒音レベル(dB)) 1.2m 保全措置後 77	1.2m 保全措置後 <u>76</u>

表 14-1(9) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準 備 書	評 価 書
P8-3-26 第8章第3節	(①回避又は低減に係る評価) このため、事業実施段階において、これら の工事箇所周辺の保全対象の立地状況、な らびに工事期間等を勘案し、必要に応じ て、騒音による周辺環境への影響をより低 減させるための適切な措置を講じます。	このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況、ならびに工事期間等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じるほか、工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況を把握し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。
P8-3-27 第 8 章第 3 節 表 8-3-16	(予測地点番号4 騒音レベル(dB)) 1.2m 77	1. 2m <u>76</u>
P8-3-88 第8章第3節	なお、事業実施段階においては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮するとともに、騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。	なお、事業実施段階においては、環境影響評価の結果及び保全対象の立地状況等を踏まえ環境保全に十分配慮し、遮音壁、吸音板及び排水性舗装の仕様や設置範囲等の詳細について、騒音の低減効果、設置及び維持管理に係る経済性等を総合的に勘案し、騒音に係る環境基準との整合性及び騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。
P8-3-93 第8章第3節 表 8-3-56(3)	(予測地点 12 環境保全措置前予測結果 $L_{Aeq}(dB)$ ) 昼間 予測結果 1.2m 66 夜間 予測結果 34.2m 64 予測結果 1.2m 60	昼間 予測結果 1.2m <u>67</u> 夜間 予測結果 34.2m <u>65</u> 予測結果 1.2m <u>61</u>

表 14-1(10) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-3-99 第8章第3節	(①回避又は低減に係る評価) なお、環境保全措置の実施に際しては、環 境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十 分配慮するとともに、騒音の低減に係る技 術開発を踏まえ、必要に応じ、事業者の実 行可能な範囲内でより良い技術を導入し ます。	なお、事業実施段階においては、環境影響評価の結果及び保全対象の立地状況等を踏まえ環境保全に十分配慮し、遮音壁、吸音板及び排水性舗装の仕様や設置範囲等の詳細について、騒音の低減効果、設置及び維持管理に係る経済性等を総合的に勘案し、騒音に係る環境基準との整合性及び騒音の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。
	(②基準又は目標との整合性の検討) 対象道路以外の道路においては、対象道路の IC との接続により交通量の増加に伴う騒音の増加が考えられる予測地点 5 に加えて、その他の予測地点においても、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講じることにより、表 8-3-57 に示す基準又は目標との整合を図ることとしています。	対象道路以外の道路においては、対象道路の IC との接続により交通量の増加に伴う騒音の増加が考えられる予測地点 5 に加えて、その他の予測地点においても、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、その結果を踏まえて排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講じることにより、表 8-3-57 に示す基準又は目標との整合を図ることとしています。
P8-3-116 第8章第3節	(②基準又は目標との整合性の検討) 予測の結果について、表 8-3-71 に示す 「大阪府生活環境の保全等に関する条例」 に基づく規制基準との整合が図られてい るかどうかについて評価を行いました。	予測の結果について、表 8-3-71(1)~(2)に示す「騒音規制法」(昭和 43 年法律第 98 号)に基づく特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準及び「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づく規制基準との整合が図られているかどうかについて評価を行いました。
P8-3-117 第8章第3節		(表 8-3-71 (1) 整合を図る基準又は目標 (騒音規制法) を追加)
P8-4-84 第 8 章第 4 節 表 8-4-67	(予測地点番号 2 換気所建屋から予測 地点までの水平距離 (m)) 12	<u>17</u>

表 14-1(11) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-8-3 第8章第8節 表 8-8-3	試験項目 硫化物	(削除)
P8-8-22 第8章第8節	しかし、現況の地盤の硫化物含有量は、 lmg/g 未満と少ない <sup>注)</sup> ため、地盤が急激に 酸性化する可能性は小さいと考えられま す。	
	注)「土壌環境分析法」(平成9年6月、土 壌環境分析法編集委員会編)によると、潜 在的酸性硫酸塩土壌の目安として、硫化物 の含有量が7.5mg/g以上とされています。	
P8-8-23 第 8 章第 8 節 表 8-8-17	硫化物 (mg/g)	<u>(削除)</u>
P8-8-39 第8章第8節	(a) 工事の実施に伴う地下水の水質に及 ぼす影響) 土壌汚染除去措置	土壤汚染 <u>拡散防止</u> 措置
	(b)化学反応による地下水の水質に及ぼす影響) 調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、酸化還元電位が高い状態にあるなど、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、硫化物が少ないことから急激に酸性化を生じるおそれがある状況ではありません。	_(削除)_
	本事業のシールドトンネル工事にあたっても、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。	調査の結果、対象道路事業実施区域及び その周辺の地層は、長期間にわたって空気 に触れた場合に酸性化するおそれのある 地盤が存在しますが、本事業のシールドト ンネル工事にあたっても、密閉型シールド 工法を採用することにより、シールドによ る掘削直後に、セグメントにより露出した 地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空 気に触れることはなく、地盤及び地下水の 急激な酸性化は生じないと考えられます。
		このため、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下についても生じないと考えられます。

表 14-1(12) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-8-40 第8章第8節	((2) 環境保全措置の実施主体、方法その他の環境保全措置の実施の内容) なお、地下水流動保全工法については、施工事例により効果が報告されていることから、地下水の水位の影響をより低減するための環境保全措置として適切であると考えられます。	地下水流動保全工法に関する施工方法 の具体化にあたっては、事業実施段階における詳細な地質調査等の結果及び三次元 浸透流解析等の結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、 当該工法の維持管理及び機能回復の方法 も含めて検討を行います。 また、工事の完了後(道路構造物設置後) については、地下水流動工法の適切な維持 管理を行い、当該工法の機能及び効果が恒 久的に維持されるよう努めます。
P8-8-42 第8章第8節	((1) 事後調査の内容) -	なお、事後調査の結果、地下水流動保全 工法の効果が確認されない場合は原因究 明を行い、その結果を踏まえ、関係機関と 連携・調整を図り、必要に応じて専門家等 からの技術的助言を得ながら、施工計画の 見直しを含む必要な措置を講じます。
P8-8-43 第8章第8節	(①回避又は低減に係る評価) また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化、酸性化に伴うガスの発生は生じない と考えられます。	また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う <u>有害な</u> ガスの発生 <u>、地盤の発熱及び強度低下</u> は生じないと考えられます。
	土壤汚染除去措置	土壤汚染拡散防止措置
	また、環境保全措置として、表 8-8-25 に示す「地下水流動保全工法」を、効果を 検証しながら実施します。	また、環境保全措置として、表 8-8-26 に示す「地下水流動保全工法」を事後調査 により効果を検証しながら実施 <u>するとと</u> もに、工事の完了後(道路構造物設置後) における当該工法の機能及び効果が恒久 的に維持されるよう努めます。

表 14-1(13) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-9-11 第8章第9節	(②化学反応による地盤強度の低下に伴う地盤沈下の予測) 調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、酸化還元電位が高い状態にあるなど、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、硫化物が少ないことから急激に酸性化を生じるおそれがある状況ではありません。 本事業のシールドトンネル工事にあたっては、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。	調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、本事業のシールドトンネル工事にあたっては、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。
		このため、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱についても生じないと考えられます。
P8-9-12 第 8 章第 9 節	_	地下水流動保全工法に関する施工方法 の具体化にあたっては、事業実施段階における詳細な地質調査等の結果及び三次元 浸透流解析等の結果を踏まえ、必要に応じて専門家等からの技術的助言を得ながら、 当該工法の維持管理及び機能回復の方法 も含めて検討を行います。 また、工事の完了後(道路構造物設置後) については、地下水流動工法の適切な維持 管理を行い、当該工法の機能及び効果が恒 久的に維持されるよう努めます。
P8-9-13 第8章第9節		なお、事後調査の結果、地下水流動保全 工法の効果が確認されない場合は原因究 明を行い、その結果を踏まえ、関係機関と 連携・調整を図り、必要に応じて専門家等 からの技術的助言を得ながら、施工計画の 見直しを含む必要な措置を講じます。
P8-9-14 第8章第9節	(①回避又は低減に係る評価) -	また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下は生じないと考えられます。
	また、環境保全措置として、表 8-9-7 に 示す「地下水流動保全工法」を事後調査に より効果を検証しながら実施することと しています。	また、環境保全措置として、表 8-9-7に示す「地下水流動保全工法」を事後調査により効果を検証しながら実施するとともに、工事の完了後(道路構造物設置後)における当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めます。

表 14-1(14) 準備書の記載事項の修正内容

	☆ 14 1 (14)	T
評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-10-9 第 8 章第 10 節 表 8-10-5		環境保全措置:土壌汚染 <u>拡散防止</u> 措置 適否の理由:汚染された土壌を掘削除去又 は浄化、封じ込めること等により、土壌汚 染の拡散の回避 <u>又は低減</u> が見込まれます。
P8-10-9 第8章第10節	((2) 環境保全措置の実施主体、方法その 他の環境保全措置の実施の内容) 土壌汚染除去措置	土壤汚染 <u>拡散防止</u> 措置
	また、環境保全措置の実施にあたっては、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第53 号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第105 号)等の法令に基づき適切に処理します。	また、環境保全措置の実施にあたっては、「土壌汚染対策法」(平成 14 年法律第 53 号)、「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年法律第 105 号)等の法令等に基づき、関係機関との協議を行い、その状況に応じて、汚染土壌・汚染地下水を適切に管理及び処理します。 地下水汚染拡散防止措置の内容の詳細については、汚染地下水の拡散や濃縮による変化を含め、汚染地下水の拡散や濃縮による変化を含め、汚染地下水の拡散や湿を踏まえて、関係機関との協議を行い、その状況に応じて効果的な措置を検討します。なお、汚染地下水の遮蔽等による汚染地下水の拡散防止措置を講ずる場合は、地下水流動が阻害されないよう、構造物の設計等において考慮します。 また、環境保全措置の実施後、その管理及び処理内容に応じ、地下水質等の環境監視を行い、汚染土壌・汚染地下水の拡散が確認された場合は原因究明を行い、その結果を踏まえ、当該工事が原因と判断された場合には、工事中断を含む必要な措置を講じます。
P8-10-10 第 8 章第 10 節 表 8-10-6(1)	実施内容 種類:土壌汚染除去措置 保全措置の効果:汚染された土壌を掘削除 去又は浄化すること等により、土壌汚染の 拡散を回避できます。	実施内容 種類:土壌汚染 <u>拡散防止</u> 措置 保全措置の効果:汚染された土壌を掘削除 去又は浄化 <u>、封じ込める</u> こと等により、土 壌汚染の拡散を回避 <u>又は低減</u> できます。
P8-10-14 第8章第10節	土壤汚染除去措置	土壤汚染 <u>拡散防止</u> 措置
P8-13-46 第 8 章第 13 節 表 8-13-27(7)	(ウチワヤンマ) 生息環境への影響:工事中:D 供用後:D	生息環境への影響:工事中: <u>C</u> 供用後: <u>C</u>
	(ウスヒラタコ゛キフ゛リ) 種名 : ウスヒラタコ゛キフ゛リ※ 確認位置の環境 : 豊崎地区 確認位置 : ○(区域内~区域外) 改変の有無 : — 生息環境への影響: 工事中: D 供用後: D	種名 : ウスヒラタゴキブリ_ 確認位置の環境 : 河川の湿性草地 確認位置 : ○(区域から 250m 以 内) 改変の有無 : 無 生息環境への影響: 工事中: C 供用後: C

表 14-1(15) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-13-49 第8章第13節	(② 予測結果) -	動物の重要な種及び注目すべき生息地の予測結果を以降に示します。 なお、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで動物の生息環境の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。
P8-13-90 第 8 章第 13 節 表 8-13-34(5)	(確認位置) 豊崎 確認されなかった	豊崎 対象道路事業実施区域及びその周 辺
	(工事施工ヤード及び工事用道路等の設置による影響の予測) 工事の実施による影響については、本種の主要な生息環境である鶴見緑地の水域及びその周辺樹林等を改変することはなく、溜池及び周辺の樹林環境の改変は生じない。また、トンネル・掘割工事による水位低下等の質的変化も僅かであることから、本種の生息環境への影響は無いものと予測される	工事の実施による影響については、本種の生息に適した河川等の水域の改変は(仮称)豊崎 IC ランプ橋脚部のごく一部に限られ、同様の環境は周辺に広く分布するほか、鶴見緑地の水域及び湿性草地を改変することはなく、溜池及び周辺の湿地環境の改変も生じない。また、トンネル・掘割工事による水位低下等の質的変化も僅かであることから、本種の生息環境への影響は極めて小さいものと予測される。
	路は本種が生息環境とする鶴見緑地の水 域及び周辺樹林等から影響が生じない程 度に十分離れており、溜池及び周辺の樹林 環境の改変は生じない。また、対象道路の 本線部分はトンネル構造となり、地下構造	道路による生息環境の改変は(仮称)豊崎ICランプ橋脚部のごく一部に限られる。また、本種の生息に適した水辺環境は周辺に広く分布するほか、鶴見緑地の水域及び周辺樹林地から影響が生じない程度に十分離れており、溜池及び周辺の樹林

表 14-1(16) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-13-93 第8章第13節 表8-13-34(11)	(確認状況) 豊崎地区において確認された。	河川の湿性草地において <u>1 箇所で</u> 確認された。
	(確認位置) 豊崎 対象道路事業実施区域及びその周 辺	豊崎 対象道路事業実施区域 <u>から 250m 以</u> 内1箇所
	(工事施工ヤード及び工事用道路等の設置による影響の予測) 工事の実施による影響については、本種の主要な生息環境である樹林環境の改変は生じないことから、本種の生息環境への影響は無いものと予測される。	工事の実施による影響については、本種の生息に適した湿性草地の改変は(仮称) 豊崎 IC ランプ橋脚部のごく一部に限られ、同様の環境は周辺に広く分布するほか、樹林環境の改変は生じないことから、本種の生息環境への影響は極めて小さいものと予測される。
	(道路の存在及び換気塔の存在による影響の予測) 道路の存在による影響については、対象 道路は本種が生息環境とする樹林環境の 改変は生じないことから、本種の生息環 境への影響は無いものと予測される。	道路の存在による影響については、対象 道路による生息環境の改変は、(仮称)豊 崎ICランプ橋脚部のごく一部に限られ る。また、本種の生息に適した湿性草地 は周辺に広く分布するほか、樹林環境の 改変は生じないことから、本種の生息環 境への影響は極めて小さいものと予測さ れる。
P8-14-21 第8章第14節	(② 予測結果)	植物の重要な種及び群落の予測結果を 以降に示します。 なお、工事施工ヤード及び工事用道路等 の設置については、対象道路区域内を極力 利用することで植物の生育環境の改変を できる限り避けた計画としており、改変は 道路構造物設置箇所周辺に限られること から、工事中の一時的な改変による環境変 化は小さいと考えられます。
P8-15-24 第8章第15節	(b)注目種・群集の予測結果) -	なお、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで注目種・群集の生息・生育環境の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。

表 14-1(17) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-15-28 第8章第15節	(b)注目種・群集の予測結果) -	なお、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで注目種・群集の生息・生育環境の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。
P8-15-34 第8章第15節	(③ 重要な生態系への影響)	なお、工事施工ヤード及び工事用道路等の設置については、対象道路区域内を極力利用することで重要な生態系の改変をできる限り避けた計画としており、改変は道路構造物設置箇所周辺に限られることから、工事中の一時的な改変による環境変化は小さいと考えられます。
P8-19-2 第8章第19節		建設汚泥については、トンネル区間の掘削 エ(シールドエ法) <u>及び高架区間の基礎杭</u> 工により1,936千㎡が発生します。
P8-19-2 第8章第19節 表8-19-1(1) 表8-19-1(2)	表 8-19-1 廃棄物等の予測結果 建設汚泥 予測量 (千m3) 発生量 1,915 区域外搬出量 1,915 発生する主な工事区分 ①	表 8-19-1(1)廃棄物等の予測結果 (発生量) 建設汚泥 予測量 (千m3) 発生量 1,936 (削除) 主な工事区分毎の発生量 ①1914.8 ⑤21.5 表 8-19-1(2)廃棄物等の予測結果 (再利用量)
P8-19-4 第 8 章第 19 節 表 8-19-4	(建設汚泥 予測量(千m³)) 全国 192 大阪府 95.8	全国 <u>194</u> 大阪府 <u>96.8</u>
P8-19-5 第 8 章第 19 節	なお、工事施工ヤード等において、建設 発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、周辺の生活環境・自然環境 に影響が生じないようカバーシートや遮 水シート等による廃棄物等の飛散・流出の 防止を適切に行います。	発生土の仮置き等の一時保管が必要となった場合には、周辺の生活環境・自然環境

表 14-1(18) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P8-19-6 第8章第19節	事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制に努めるとともに、「公共用地の取得における土壌汚染への対応に係る取扱指針」(平成15年4月、国土交通省)に基づき、土地利用の履歴等の調査を公共用地取得に必要な調査・測量の一環として実施し、土壌汚染が存在するよろいは土壌汚染が存在するおそれのある土地が判明した場合には、土壌汚染対策法等に基づき、適切に対処します。	体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制及び再利用による区域外搬出量の縮減等に可能な限り努めるとともに、廃棄物等については土地の改変前に、その種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を検討し、関係法令に基づき、適正に処理・処分します。また、「公共用地の取得における土壌汚染への対応
9 章	さらに、「地下水」、「地盤」及び「土壌」 については、「環境影響評価法」(平成9年 法律第81号)に基づく事後調査を実施し、 必要な環境保全措置を適切に実施するこ ととします。	さらに、「地下水」、「地盤」及び「土壌」

表 14-1(19) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	進備書	評 価 書
P9-1 第 9 章	事業実施段階においては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮し、環境に対する負荷の低減に努めるとともに、環境保全措置の実施にあたっては、技術開発を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で、より良い技術の導入に努めます。	事業実施段階においては、環境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十分配慮し、環境に対する負荷の低減に努めるとともに、環境保全措置の実施にあたっては、技術開発を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内で、より良い技術の導入に努めます。また、対象道路事業実施区域の周辺で計画されている「寝屋川北部地下河川事業」、「淀川左岸線II期工事」等について、対象道路事業と工事期間が重複する場合は、当該周辺計画に係る工事内容及び進捗状況の把握、調査結果等の情報収集並びに対象道路事業の環境保全に係る情報の共有に努め、追加的な調査及びそれを踏まえた環境保全措置を講ずることにより、周辺環境への影響の低減を図ります。
		工事の実施にあたっては、工事説明会等の場を活用して、対象道路事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、地域住民等に対し丁寧に説明を行います。
P9-2 第 9 章		今後、事業者が事業予定者から変更される場合は、事業者による十全な環境保全措置の実施がなされるよう、対象道路事業の環境影響評価に係る資料等の知見を事業予定者から事業者へ適切に引継ぎを行います。
P9-3 第9章 表 9-1(1)	(予測結果 建設機械の稼働に係る浮遊 粒子状物質の予測結果 予測地点番号3) ユニット 土砂掘削	ユニット <u>地中連続壁</u>
	(予測結果 建設機械の稼働に係る浮遊粒子状物質の予測結果 予測地点番号 7) ユニット 土砂掘削 建設機械の寄与濃度 0.00262 年平均値 計 0.0273 日平均値の 2%除外値 0.063	ユニット <u>鋼矢板(アースオーガ併用圧入工)</u> <u>工)</u> 建設機械の寄与濃度 <u>0.00272</u> 年平均値 計 <u>0.0274</u> 日平均値の 2%除外値 <u>0.064</u>
P9-4 第9章 表 9-1(2)	(評価結果 浮遊粒子状物質 予測地点番号7) 年平均値 0.0273 日平均値の2%除外値 0.063	年平均値 <u>0.0274</u> 日平均値の 2%除外値 <u>0.064</u>
P9-5 第 9 章 表 9-1(3)	(予測結果) これを基に換算した日平均値の 2%除外 値は、0.058~0.0560mg/m³となり、浮遊粒 子状物質に係る環境基準に定められた値 (0.10mg/m³)以下になると予測されます。	これを基に換算した日平均値の 2%除外値は、0.058~0.060mg/m³となり、浮遊粒子状物質に係る環境基準に定められた値(0.10mg/m³)以下になると予測されます。

表 14-1(20) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準備書	評 価 書
P9-6 第 9 章 表 9-1(4)	(環境保全措置) なお、事業実施段階においては、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。	なお、事業実施段階においては、除塵装置の選定を含め、二酸化窒素及び、微小粒子状物質 (PM2.5) を含む浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。
	(評価結果) なお、事業実施段階においては、二酸化 窒素及び浮遊粒子状物質の低減に係る技 術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業 者の実行可能な範囲内でより良い技術を 導入します。	事業実施段階においては、除塵装置の選定を含め、二酸化窒素及び、微小粒子状物質(PM2.5)を含む浮遊粒子状物質の低減に係る技術開発の状況を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。
P9-12 第 9 章 表 9-2	(予測結果) (仮称)豊崎換気所周辺において、風速 4.0m/s 以上は22.2~54.0%、風速6.0m/s 以上は、1.9~9.6%、風速8.0m/s 以上は、 0.0~0.8%となります。	(仮称)豊崎換気所周辺において、風速 4.0m/s 以上は <u>17.0~63.8</u> %、風速 6.0m/s 以上は、1.9~ <u>15.9</u> %、風速 8.0m/s 以上は、 0.0~0.8%となります。
	(仮称) 豊崎換気所予測結果(日最大平均 風速超過頻度)	(数値シミュレーション結果へ変更)
P9-13 第 9 章 表 9-3(1)	(評価結果) このため、事業実施段階において、これら の工事箇所周辺の保全対象の立地状況等 を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺 環境への影響をより低減させるための適 切な措置を講じます。	このため、事業実施段階において、これらの工事箇所周辺の保全対象の立地状況、ならびに工事期間等を勘案し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じるほか、工事中においては、環境保全措置後の建設機械の稼働に伴う騒音の状況を把握し、必要に応じて、騒音による周辺環境への影響をより低減させるための適切な措置を講じます。
P9-14 第 9 章 表 9-3(2)	(環境保全措置 環境保全措置の効果 予測地点番号4 予測結果(dB)) 1.2m 保全措置後 77	1.2m 保全措置後 <u>76</u>
	(評価結果 予測地点番号 4 騒音レベル(dB)) 1.2m 77	1.2m <u>76</u>

表 14-1(21) 準備書の記載事項の修正内容

初 <i>一</i> 本 ~ 一	<i>≥H</i> + <i>I</i> ++ ±1-	-T. /m -t.
評価書の頁	準備書	評 価 書
P9-16 第 9 章 表 9-3(4)	(評価結果 回避又は低減に係る評価) なお、環境保全措置の実施に際しては、環 境影響評価の結果を踏まえ環境保全に十 分配慮するとともに、騒音の低減に係る技 術開発を踏まえ、必要に応じ、事業者の実 行可能な範囲内でより良い技術を導入し ます。	なお、事業実施段階においては、環境影響評価の結果及び保全対象の立地状況等を踏まえ環境保全に十分配慮し、遮音壁、吸音板及び排水性舗装の仕様や設置範囲等の詳細について、騒音の低減効果、設置及び維持管理に係る経済性等を総合的に勘案し、騒音に係る環境基準との整合性及び騒音の低減に係る技術開発を踏まえ、必要に応じ、事業者の実行可能な範囲内でより良い技術を導入します。
	(評価結果 基準又は目標との整合性の検討) 対象道路以外の道路においては、対象道路の IC との接続により交通量の増加に伴う騒音の増加が考えられる予測地点 5 に加えて、その他の予測地点においても、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講じることにより、基準又は目標との整合を図ることとしています。	対象道路以外の道路においては、対象道路の IC との接続により交通量の増加に伴う騒音の増加が考えられる予測地点 5 に加えて、その他の予測地点においても、当該道路管理者及び関係機関が、事業者と連携を図りながら必要に応じて交通量や沿道の土地利用等の状況を把握し、その結果を踏まえて排水性舗装の整備や遮音壁の設置などの環境保全対策を適切に講じることにより、基準又は目標との整合を図ることとしています。
P9-27 第 9 章 表 9-8(1)	(環境保全措置) 一 (評価結果)	なお、事後調査の結果、地下水流動保全 工法の効果が確認されない場合は原因究 明を行い、その結果を踏まえ、関係機関と 連携・調整を図り、必要に応じて専門家等 からの技術的助言を得ながら、施工計画の 見直しを含む必要な措置を講じます。
	性化、酸性化に伴うガスの発生は生じないと考えられます。	また、事業実施による地盤及び地下水の酸性化、酸性化に伴う <u>有害な</u> ガスの発生 <u>、地盤の発熱及び強度低下</u> は生じないと考えられます。
	土壤汚染除去措置	土壤汚染 <u>拡散防止</u> 措置
	また、環境保全措置として、「地下水流動保全工法」を、効果を検証しながら実施します。	また、環境保全措置として、「地下水流動保全工法」を、効果を検証しながら実施するとともに、工事の完了後(道路構造物設置後)における当該工法の機能及び効果が恒久的に維持されるよう努めます。
P9-28 第 9 章 表 9-8(2)	(予測結果) 土壤汚染除去措置	土壤汚染 <u>拡散防止</u> 措置

表 14-1(22) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準 備 書	評価書
P9-28 第 9 章 表 9-8(2)	(予測結果 化学反応による地下水の水質に及ぼす影響) 調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、酸化還元電位が高い状態にあるなど、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、硫化物が少ないことから急激に酸性化を生じるおそれがある状況ではありません。	_(削除)_
	本事業のシールドトンネル工事にあたっても、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。	調査の結果、対象道路事業実施区域及び その周辺の地層は、長期間にわたって空気 に触れた場合に酸性化するおそれのある 地盤が存在しますが、本事業のシールドト ンネル工事にあたっても、密閉型シールド 工法を採用することにより、シールドによ る掘削直後に、セグメントにより露出した 地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空 気に触れることはなく、地盤及び地下水の 急激な酸性化は生じないと考えられます。
	_	このため、事業実施による地盤及び地下水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤の発熱及び強度低下についても生じないと考えられます。
P9-29 第 9 章 表 9-9	(予測結果) 調査の結果、対象道路事業実施区域及び その周辺の地層は、酸化還元電位が高い状態にあるなど、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、硫化物が少ないことから急激に酸性化を生じるおそれがある状況ではありません。 本事業のシールドトンネル工事にあたっては、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。	調査の結果、対象道路事業実施区域及びその周辺の地層は、長期間にわたって空気に触れた場合に酸性化するおそれのある地盤が存在しますが、本事業のシールドトンネル工事にあたっても、密閉型シールド工法を採用することにより、シールドによる掘削直後に、セグメントにより露出した地盤を覆うため、地盤及び地下水が直接空気に触れることはなく、地盤及び地下水の急激な酸性化は生じないと考えられます。
		水の酸性化に伴う有害なガスの発生、地盤 の発熱についても生じないと考えられま す。
	(事後調査) -	なお、事後調査の結果、地下水流動保全 工法の効果が確認されない場合は原因究 明を行い、その結果を踏まえ、関係機関と 連携・調整を図り、必要に応じて専門家等 からの技術的助言を得ながら、施工計画の 見直しを含む必要な措置を講じます。

表 14-1(23) 準備書の記載事項の修正内容

評価書の頁	準 備 書	評 価 書
P9-29 第 9 章 表 9-9	(評価結果) - また、環境保全措置として、「地下水流 動保全工法」を事後調査により効果を検証 しながら実施することとしています。	
P9-30 第 9 章 表 9-10	(環境保全措置) 実施内容 種類:土壌汚染除去措置 保全措置の効果:汚染された土壌を掘削除 去又は浄化すること等により、土壌汚染の 拡散を回避できます。 (評価結果) 土壌汚染除去措置	実施内容 種類:土壌汚染 <u>拡散防止</u> 措置 保全措置の効果:汚染された土壌を掘削除 去又は浄化、封じ込めること等により、土 壌汚染の拡散を回避 <u>又は低減</u> できます。 土壌汚染拡散防止措置
P9-33 第 9 章 表 9-13	(予測結果)         ウチワヤンマ       工事中 D         ウスヒラタコ゛キフ゛リ       工事中 D         供用後 D	ウチワヤンマ       工事中 C         ウスヒラタコ゛キフ゛リ       エ事中 C         供用後 C
P9-42 第 9 章 表 9-19	(評価結果) 事業実施段階においては、施工計画の具体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制に努めるとともに、「公共用地の取得における土壌汚染への対応に係る取扱指針」(平成15年4月、国土交通省)に基づき、土地利用の履歴等の調査を公共用地取得に必要な調査・測量の一環として実施し、土壌汚染が存在する、あるいは土壌汚染が存在するおそれのある土地が判明した場合には、土壌汚染対策法等に基づき、適切に対処します。	体化にあたり工法の検討などにより、建設発生土等の発生量の抑制及び再利用による区域外搬出量の縮減等に可能な限り努めるとともに、廃棄物等については土地の改変前に、その種類や発生量に応じた処理方法及び処分先を検討し、関係法令に基づ
P10-1 第 10 章 表 10-1	(実施理由) 土壤汚染除去措置	土壤汚染 <u>拡散防止</u> 措置